

普通預金(決済用預金を含む)

令和4年5月10日

販売対象	・法人、個人	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時預入できます。
	(2) 預入金額	・1円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。	
利息	(1) 適用金利	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・決済用預金は無利息です。
	(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日により元金に組入れます。
	(3) 計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。
税金	・個人の利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。ただし、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。	
手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます。 (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)	
付加できる特約事項	・個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率) またマル優の取扱いができます。	
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。窓口へお問い合わせください。	
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとそのお利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金(当座預金、無利息型普通預金および別段預金の一部)を除くすべての預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)。決済用預金は全額保護されます。	

沼津信用金庫

※本商品は当金庫の普通預金規定(無利息型普通預金を含む)・総合口座取引規定が適用されます。